

- (9) 地盤工学に関する啓発、広報活動および社会への情報提供
- (10) 関連学協会との協力活動
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 地盤工学について学識、経験または高い関心のある個人
 - (2) 学生会員 大学(大学院・短期を含む)工業高等専門学校、高等学校またはこれに準ずる学校において、地盤工学に関係のある学科に在学している個人
 - (3) 特別会員 この法人の事業を後援する個人、法人または任意団体
 - (4) 賛助会員 この学会の目的に賛同し、かつ、事業に著しく貢献した者で、理事会において推薦された個人、法人または任意団体
2. 正会員または特別会員のうち、国際地盤工学会の日本メンバーソサエティに加入する者は、国際会員という。
3. 正会員のうち、地盤工学の発展に寄与する功績が特に顕著であり、総会の議決をもって推薦された個人は、本人の承諾をもって名誉会員という。

(入会)

第7条 会員(国際会員および名誉会員を除く)になろうとする者は、規則に定める入会手続をなし、理事会の承認を受けなければならない。ただし、賛助会員に推薦された者は、入会の手続を要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

2. 学生会員は、学生としての資格を失うと同時に正会員となる。

(会費)

第8条 会員は規則の定めるところにより会費を納入しなければならない。ただし、賛助会員および名誉会員は、会費を納入することを要しない。

- (9) 地盤工学に関する啓発、広報活動および社会への情報提供
- (10) 関連学協会との協力活動
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員の種別は次のとおりとする。

- (1) 正会員 地盤工学について学識、経験または高い関心のある者
 - (2) 学生会員 大学(大学院・短期を含む)工業高等専門学校、高等学校またはこれに準ずる学校において、地盤工学に関係のある学科に在学している者
 - (4) 特別会員 この法人の事業を後援する者、法人または_____団体
 - (6) 賛助会員 この学会の目的に賛同し、かつ、事業に著しく貢献し_____、理事会において推薦された個人_____または_____団体
- (3) 国際会員 正会員または特別会員で、かつ、国際地盤工学会の日本メンバーソサエティに加入する者_____
- (5) 名誉会員 地盤工学の発展に寄与する功績が特に顕著である者のうちから総会の議決をもって推薦する者

(入会)

第7条 会員(_____名誉会員を除く)になろうとする者は、規則に定める入会手続をなし、理事会の承認を受けなければならない。_____

(会費)

第8条 会員(名誉会員を除く)は規則の定めるところにより会費を納入しなければならない。_____

2 . 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(特典)

第9条 会員は、この法人が刊行する学会誌の配布を受けるとともに、この法人の刊行する図書等の入手および事業への参加について特典を有する。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告または____法人もしくは任意団体たる会員の解散
- (3) 会費を1年以上滞納したとき
- (4) 除名

(退会)

第11条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを会長に提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき
- 2 . 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員、代議員、社員および職員

(役員)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 19名以上24名以内(うち会長1名、副会長3名以内、専務理事1名以内)
- (2) 監事 1名または2名

2 . 会費は通常会費と臨時会費とする。

3 . 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(特典)

第9条 会員は、この法人が刊行する学会誌の配布を受けるとともに、この法人の刊行する図書等の入手および事業への参加について特典を有する。

(資格の喪失)

第10条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告または会員たる法人もしくは____団体の____解散
- (3) 会費を2年以上滞納したとき
- (4) 除名

(退会)

第11条 会員で退会しようとするものは、理由を付して退会届けを____提出しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て会長がこれを除名することができる。

- (1) この法人の会員としての義務に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為のあったとき
- 2 . 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 役員、代議員、社員、職員

(役員)

第13条 この法人には、次の役員をおく。

- (1) 理事 19名以上24名以内(うち会長1名、副会長3名以内、専務理事1名以内)
- (2) 監事 1名または2名

(代議員)

第 14 条 この法人には、120 名以上 150 名以内の代議員を置く。

(民法上の社員)

第 15 条 役員および代議員をもって、民法上の社員（以下、「社員」という）とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事および監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長および専務理事を定める。

2. 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の 3 分の 1 を超えてはならない。

3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務)

第 17 条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4. 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、民法第 59 条の職務を行なう。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況または業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、総会または文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または総会を招集すること。

(代議員)

第 14 条 この法人には、120 名以上 150 名以内の代議員を置く。

(民法上の社員)

第 15 条 役員および代議員をもって、民法上の社員（以下、「社員」という）とする。

(役員の選任)

第 16 条 理事および監事は、総会で選任し、理事は、互選で会長、副会長および専務理事を定める。

(理事の職務)

第 17 条 会長は、この法人の事務を総理し、この法人を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、総会の議決した事項を処理する。

4. 理事は、理事会を組織し、この定款に定めるもののほか、この法人の総会の権限に属せしめられた事項以外の事項を議決し執行する。

(監事の職務)

第 18 条 監事は、民法第 59 条の職務を行なう。

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は、選任された通常総会から次々期の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 . 補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 . 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(役員解任)

第 20 条 役員が次の各号の一に該当するときは、その任期中であっても、理事現在数および社員現在数の各々の 4 分の 3 以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2 . 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会および総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員選任)

第 21 条 代議員は、正会員の中から選挙により選出し、総会で選任する。

2 . 代議員の選挙は、別に定める規則による。

3 . 代議員および役員は相互に兼ねることができない。

4 . 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規則に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員職務)

第 22 条 代議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員任期)

第 23 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 . 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(役員任期)

第 19 条 この法人の役員任期は、選任された通常総会から次々期の通常総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 . 補欠_____による役員任期は、前任者_____の残任期間とする。

3 . 役員は、その任期満了後も後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(役員解任)

第 20 条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても、総会および理事会の議決により、会長がこれを解任することができる。

2 . 前項の規定により役員を解任しようとするときは、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う_____総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(代議員選任)

第 21 条 代議員は、正会員の中から選挙により選出し、総会で選任する。

2 . 代議員の選挙は、別に定める規則による。

3 . 代議員および役員は相互に兼ねることができない。

4 . 代議員の欠員が生じた場合は、別に定める規則に従い、速やかに欠員を補充する。

(代議員職務)

第 22 条 代議員は、正会員を代表して総会に出席し、審議事項を議決する。

(代議員任期)

第 23 条 代議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 . 欠員または増員により選任された代議員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3. 代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(代議員の解任)

第24条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

2. 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う理事会および総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員および代議員の報酬)

第25条 役員および代議員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬は、理事会の議決を経て会長が定める。

3. 役員および代議員には費用を弁償することが出来る。

(事務局および職員)

第26条 この法人の事務を処理するため事務局および必要な職員をおく。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(総会の構成)

第27条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の招集)

第28条 通常総会は、毎年1回以上会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会または監事が必要と認め招集を請求されたとき、会長が招集する。

3. 代議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なう。

(代議員の解任)

第24条 代議員が次の各号の一に該当するときは、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決により、会長がこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。。
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。。

2. 前項の規定により代議員を解任しようとするときは、当該代議員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該代議員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員、代議員の報酬)

第25条 役員、代議員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員、代議員には費用を弁償することが出来る。

(職員)

第26条 この法人の事務を処理するため事務局および職員をおく。

2. 職員は、会長が任免する。
3. 職員は、有給とする。

第5章 会 議

(総会の構成)

第27条 総会は、社員をもって構成する。

(総会の招集)

第28条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、会長、理事現在数の3分の1以上または監事が必要と認めたとき、会長または監事が招集する。

3. 前項のほか、会長は、社員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも 7 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって社員に通知するとともに、ホームページまたは学会誌をもって、全会員に周知する。

5. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

第 29 条 総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

(総会の承認事項)

第 30 条 次の事項は、総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表に関する事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第 31 条 総会は、総会を構成する社員現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 32 条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

3. 会長は、社員現在数の5分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

4. 総会の招集は、少なくとも 10 日以前に、その会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって社員に通知するとともに、ホームページまたは学会誌をもって、全会員に周知する。

5. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

第 29 条 通常総会の議長は、会長とする。
2. 臨時総会の議長は、会議のつど出席社員の互選で定める。

(総会の承認事項)

第 30 条 次の事項は、通常総会に提出してその承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算に関する事項
- (2) 事業報告および収支決算に関する事項
- (3) 財産目録および貸借対照表
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第 31 条 総会は、総会を構成する社員現在数の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者および他の社員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2. 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員への通知)

第 32 条 総会の議事の要項および議決した事項は、会員に通知する。

載された財産

(2)基本財産とすることを指定して寄付された財産

(3) 基本財産は理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、定期預金等元本が確実に回収できる方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 39 条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、または運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数および社員現在数の各々の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

(経費の支弁)

第 40 条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が編成し、理事会および総会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(1) 基本財産 総会において繰り入れを議決された財産

(2) 運用財産 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる収入、寄付金品またはその他の基本財産以外の財産ただし、寄付金品であって、寄付者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第 37 条 この法人の基本財産のうち現金は、理事会の議決によって、定期預金等元本が確実に回収できる方法により、会長が保管する。

(基本財産の処分の制限)

第 38 条 基本財産は、消費し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会および社員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の事業遂行に要する費用は、会費、事業に伴う収入および資産から生ずる収入等の運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に会長が編成し、理事会および総会の議決を経て文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により、事業開始年度前に届出できない場合は、事業年度開始後3ヶ月以内に、理事会および総会の議決を経、事業年度開始前に届出ができなかった理由を記載した書面を添付して、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第 42 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第 43 条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に会長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、事業報告書および会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(新たな義務の負担等)

第 44 条 第 39 条ただし書および第 45 条の規定に該当する場合ならびに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担または権利の放棄のうち重要なものをしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第 45 条 借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数および社員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定により、事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(収支決算)

第 42 条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後 2 ヶ月以内に会長が作成し、財産目録、貸借対照表、正味財産増減表、事業報告書および会員の異動状況書とともに監事の意見をつけ、理事会および総会の承認を受けて文部科学大臣に報告しなければならない。

2. この法人の決算に収支差額があるときは、理事会の議決および総会の承認を受けて、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰り越すものとする。

(新たな義務の負担等)

第 43 条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担または権利の放棄のうち重要なものをしようとするときは、理事会および総会の議決を経なければならない。

2. 借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数および社員現在数の各々の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。

第7章 定款の変更および解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第48条 この法人の解散は、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第49条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第50条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えつけなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書および事業計画書
- (10) 収支計算書および事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号まで

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第46条 この法人の解散は、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第47条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数および社員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、この法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第8章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第48条 この法人の事務所に、次の書類および帳簿を備えつけなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿
- (3) 役員およびその他の職員の名簿および履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳および負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 理事会および総会の議事に関する書類
- (8) 官公署往復書類
- (9) 収支予算書および事業計画書
- (10) 収支計算書および事業報告書
- (11) 貸借対照表
- (12) 正味財産増減計算書
- (13) その他必要な書類および帳簿

2. 前項第1号から第5号までの書類、同項第7号の書類および同項第9号から第12号まで

の書類は永年、同項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 13 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 . 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 9 号から第 12 号までの書類ならびに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

(規則)

第 51 条 この定款施行についての規則は、理事会の議決を経て別に定める。

付 則

1 . 従来土質工学会および社団法人土質工学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。

2 . この定款は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。

付 則

1 . 第 6 条の変更規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . 第 35 条の 2 の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . 第 6 条の変更後の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . 第 6 条の変更後の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . この定款の変更は、文部大臣の許可のあった日からこれを施行する。

ただし、第 6 条の会費の金額は昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

の書類は永年、同項第 6 号の帳簿および書類は 10 年以上、同項第 8 号および第 13 号の書類および帳簿は 1 年以上保存しなければならない。

3 . 第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号および第 9 号から第 12 号までの書類ならびに役員名簿はこれを一般の閲覧に供するものとする。

(細則)

第 49 条 この定款施行についての細則は、理事会および総会の議決を経て別に定める。

付 則

(権利義務の継承)

第 50 条 従来土質工学会および社団法人土質工学会に属した会員および権利義務の一切は、この法人で継承する。

(定款施行)

第 51 条 この定款は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。

付 則

1 . 第 6 条の変更規定は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . 第 35 条の 2 の規定は、昭和 48 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . 第 6 条の変更後の規定は、昭和 49 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . 第 6 条の変更後の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

1 . この定款の変更は、文部大臣の許可のあった日からこれを施行する。

ただし、第 6 条の会費の金額は昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の許可のあった日からこれを施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日からこれを施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 56 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 59 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 61 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 64 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成 4 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成 5 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>1 . この定款は、文部科学大臣の認可のあった日(平成 年 月 日)から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の許可のあった日からこれを施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日からこれを施行する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 56 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 59 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 61 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、昭和 64 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成 4 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款の変更は、文部大臣の認可のあった日から施行し、平成 5 年度会費から適用する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 . この定款は、文部大臣の認可のあった日から施行する。</p> <hr style="border: 1px solid red;"/>
--	--